



# 熊本県公報

第 1 2 5 4 3 号  
平成 28 年 8 月 9 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 1
- 平成 29 年度熊本県老人福祉施設整備計画等 (特定施設入居者生活介護) 事前協議実施要項…………… (高齢者支援課) 3
- 喀痰吸引等研修に関する登録研修機関の変更登録…………… ( " ) 4
- 平成 28 年度保育士登録業務及び手数料徴収事務の委託…………… (子ども未来課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障がい者支援課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の更新…………… ( " ) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の変更の届出…………… ( " ) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 7

**公 告**

- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 7

**登 載 依 頼**

- うなぎの採捕制限…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会) 8
- 熊本県有明海区におけるハマグリ の採捕制限…………… ( " ) 8

## 告 示

**熊本県告示第 7 2 2 号**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
平成 28 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
陣内谷川	八代市東陽町南	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 7 2 3 号**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成 28 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒淵谷川	八代市東陽町南	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
箱石原川	八代市東陽町南	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
赤山谷川ー1	八代市東陽町南	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
赤山谷川ー2	八代市東陽町南	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
陣内川	八代市東陽町南	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
測ノ本	八代市東陽町南	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
赤山A (赤山A (1))ー1	八代市東陽町南	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
赤山A (赤山A (1))ー2	八代市東陽町南	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
森下	八代市東陽町南	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
早瀬	八代市東陽町南	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
黒淵A	八代市東陽町南	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
星原	八代市東陽町南	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
黒淵ー1	八代市東陽町南	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
黒淵ー2	八代市東陽町南	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
黒淵ー3	八代市東陽町南	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
黒淵ー4	八代市東陽町南	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
黒淵ー5	八代市東陽町南	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
黒淵ー6	八代市東陽町南	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
大木迫	八代市東陽町南	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
赤山A (赤山A (2))ー1	八代市東陽町南	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
赤山A (赤山A (2))ー2	八代市東陽町南	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
杉ノ本A	八代市東陽町南	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり

杉ノ本B	八代市東陽町南	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
杉ノ本C	八代市東陽町南	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
陣内	八代市東陽町南	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
黒淵B-1	八代市東陽町南	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
黒淵B-2	八代市東陽町南	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
黒淵C	八代市東陽町南	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
星原2	八代市東陽町南	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
森下2	八代市東陽町南	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
陣内2	八代市東陽町南	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
陣内3	八代市東陽町南	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
大木道1	八代市東陽町南	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり

(別図 1 から別図 3 3 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 7 2 4 号**

平成 2 9 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項を次のように定める。

平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 9 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項

(目的)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 8 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）において定める特定施設入居者生活介護を行う施設（以下「施設」という。）の円滑な整備を推進するため、及び同法第 4 1 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者としての指定（特定施設入居者生活介護に係るものに限る。以下「新規指定」という。）を受けようとする者の申請等に係る負担軽減に資するため、新規指定に係る申請を行う前に、新規指定を受けようとする者の有する施設において行おうとする特定施設入居者生活介護について事前協議（以下「事前協議」という。）を求めるとし、これに関し必要な事項を定める。

(事前協議の対象)

第 2 条 事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護は、介護保険事業支援計画に平成 2 9 年度分として計上された特定施設入居者生活介護のうち、別表に掲げるものとする。（提出期限等）

第 3 条 前条の事前協議の対象となる特定施設入居者生活介護に係る新規指定を受けようとする者は、当該特定施設入居者生活介護に係る事前協議書を平成 2 8 年 9 月 2 6 日午後 5 時 1 5 分までに、知事に提出するものとする。

2 前項の事前協議書の様式は、別に定める。

(決定)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定により事前協議書が提出されたときは、当該事前協議書に係る特定施設入居者生活介護について意見を述べるものとする。

(雑則)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、告示の日から施行する。

2 この要項は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表

番号	特定施設入居者生活介護の種別	特定施設入居者生活介護を行う施設の区分	特定施設入居者生活介護を行う施設の設置場所	特定施設入居者生活介護の対象圏域
1	介護専用型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	御船町	上益城圏域
2	混合型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	八代市	八代圏域

熊本県告示第 7 2 5 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 1 1 条の規定により登録研修機関から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第 1 7 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録研修機関の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		事業所の所在地		
		変更前	変更後	
キャリア教育プラザ株式会社 熊本市東区健軍 3 - 3 9 - 1 4 - 7 0 1	キャリア教育プラザ株式会社 熊本市東区健軍 3 - 3 9 - 1 4 - 7 0 1	熊本市東区健軍一丁目 5 番 1 号 2 0 1	熊本市東区健軍 3 - 3 9 - 1 4 - 7 0 1	平成 2 8 年 7 月 4 日

熊本県告示第 7 2 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 委託の内容  
熊本県手数料条例（平成 1 2 年熊本県条例第 9 号）第 2 条第 1 項第 1 1 0 号の 2 に規定する保育士登録申請手数料、同項第 1 1 0 号の 3 に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第 1 1 0 号の 4 に規定する保育士登録証再交付手数料の徴収の事務
- 委託の相手方  
社会福祉法人日本保育協会  
東京都千代田区麴町一丁目 6 番地 2
- 委託する期間  
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 7 2 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人天水福祉事業会	ケアビレッジたがの里短期入所生活介護事業所	玉名市天水町小 天宇権現下 6 6 3 3 番地 1	平成 2 8 年 8 月 1 日	短期入所生活介護

熊本県告示第 7 2 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人天水福祉事業会	ケアビレッジたがの里短期入所生活介護事業所	玉名市天水町小 天宇権現下66 33番地1	平成28年 8月1日	介護予防短期 入所生活介護

**熊本県告示第729号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社明和	デイサービス ゆうとく	上天草市大矢野 町登立1426 番地11	平成28年 8月1日	通所介護

**熊本県告示第730号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成28年8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社明和	デイサービス ゆうとく	上天草市大矢野 町登立1426 番地11	平成28年 8月1日	介護予防通所 介護

**熊本県告示第731号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社明和	訪問介護 ゆうとく	上天草市大矢野 町登立1426 番地2	平成28年 8月1日	訪問介護

**熊本県告示第732号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成28年8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社明和	訪問介護 ゆうとく	上天草市大矢野 町登立1426 番地2	平成28年 8月1日	介護予防訪問 介護

**熊本県告示第 7 3 3 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社恵	訪問介護事業所 いっしん	八代市植柳下町 1 1 9 4 番地	平成 2 8 年 8 月 1 日	訪問介護

**熊本県告示第 7 3 4 号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社恵	訪問介護事業所 いっしん	八代市植柳下町 1 1 9 4 番地	平成 2 8 年 8 月 1 日	介護予防訪問 介護

**熊本県告示第 7 3 5 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。  
平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
平山新町調剤薬局 八代市平山新町 4 4 7 7 番地の 3	平成 2 8 年 8 月 1 日
下野中央薬局 阿蘇郡南阿蘇村大字下野 4 0 1 番地 3	平成 2 8 年 8 月 1 日
陽だまり薬局 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4 4 5 7 番地 3	平成 2 8 年 8 月 1 日
ここにご薬局 阿蘇郡小国町宮原下湯原 1 7 7 1 番地 1	平成 2 8 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 7 3 6 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。  
平成 2 8 年 8 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
こがね町調剤薬局 八代市黄金町 2 1 番 2	平成 2 8 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 7 3 7 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成28年8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ファーコス薬局 おれんじ	医療機関の名称	おれんじ薬局	ファーコス薬局 おれんじ	平成28年7月1日

熊本県告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年8月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字塚山	前	6.6 ～ 28.0	40.4	単道改
		同所 231番5地先まで	後	8.7 ～ 30.8	40.4	

2 区域を変更する期日 平成28年8月9日

公 告

熊本県公告第501号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年8月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
沖 徹信	上益城郡御船町高木	上益城郡甲佐町大字吉田字居屋敷217番1ほか2筆
福本 弘	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字野里原2176番20ほか3筆

2 申請年月日 平成28年7月22日

熊本県公告第502号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年8月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かし	上益城郡嘉島町上	上益城郡嘉島町大字鯉字十八128番1ほ

ま広域農場	島	か4筆
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上 島	上益城郡嘉島町大字鯨字十八93番ほか2 筆

2 申請年月日  
平成28年7月25日

**登載依頼****熊本県有明海区漁業調整委員会指示第38号**

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの採捕について次のとおり指示する。ただし、熊本県漁業調整規則第48条の規定により、知事の許可を受け採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

平成28年8月9日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 永井 則一

- 1 採捕を禁止する水産動物  
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間  
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域  
熊本県有明海区（福岡県と熊本県との境から熊本県宇城市三角町（不知火海側を除く。）に至る地先海面（有明海））
- 4 指示の期間  
平成28年8月9日から平成31年3月31日まで

**熊本県有明海区漁業調整委員会指示第39号**

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成28年8月9日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 永井 則一

- 1 指示の内容  
熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅17mm未満のハマグリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間  
平成28年9月1日から平成30年8月31日まで